

閣 郵 委 第 1 1 号
平成20年2月22日

総務大臣
増田 寛也 殿

郵政民営化委員会
委員長 田中 直毅

郵政民営化法第76条の規定に基づく郵政民営化委員会の意見について

平成20年1月20日付け総郵第11号をもって意見を求められた事案について、審議の結果、別添のとおり意見を提出する。

郵便事業株式会社の新規業務（貨物自動車運送事業、石油販売業、自動車分解整備事業及びこれらに附帯する業務）に関する郵政民営化委員会の意見

1 基本的な考え方

郵便事業株式会社が、旧日本郵政公社の時代から続く、いわゆるゼロ連結の関係を整理し、連結対象となる会社の範囲を明確化することは、経営の効率性・透明性を高めるために不可欠と考えられる。

このような観点から、郵政民営化委員会（以下、「当委員会」という。）は、同社の取組みを評価する。

2 申請に係る業務の認可に関する考え方

(1) 業務認可の要件

総務大臣は、今回の申請に係る業務の認可について、以下の点を確認しつつ行う必要がある。

① 目的内業務の遂行に支障がないこと

目的内業務である郵便の業務等の遂行に支障が生じることのないよう、郵便事業株式会社が、今回の申請に係る業務を、目的内業務の用に供する設備等の余剰能力の範囲内で付随的に実施すること。

② 同種の業務を営む事業者の利益を不当に害さないこと

同種の業務を営む事業者の利益を不当に害することのないよう、郵便事業株式会社が、今回の申請に係る業務における商品やサービスの価格を適切に設定すること。

(2) 業務を実施する場合の留意事項

郵便事業株式会社は、今般いわゆるゼロ連結の関係にある会社を整理・統合するにあたり、業務の安定性や品質、効率性の向上に資するように経営管理を行う必要がある。

(3) フォローアップ

総務大臣は、認可後も、今回の申請に係る業務が適切に実施されていることを継続的に確認するとともに、その結果について、当委員会に対し必要に応じ報告されたい。

3 その他

総務大臣は、予見可能性を確保する観点から、今後、郵便事業株式会社法第3条第3項の認可の対象となる法人の範囲について、実質支配力基準も考慮しつつ、明確化することが適当である。

【事務局注】

○ いわゆる「ゼロ連結」について

直接の出資はゼロであるが、取引関係等を通じ実質的に支配していること等により、財務諸表上の連結対象となること。

旧日本郵政公社時は、出資が規制されており、今回子会社化する14社に対する直接の出資はなかった。